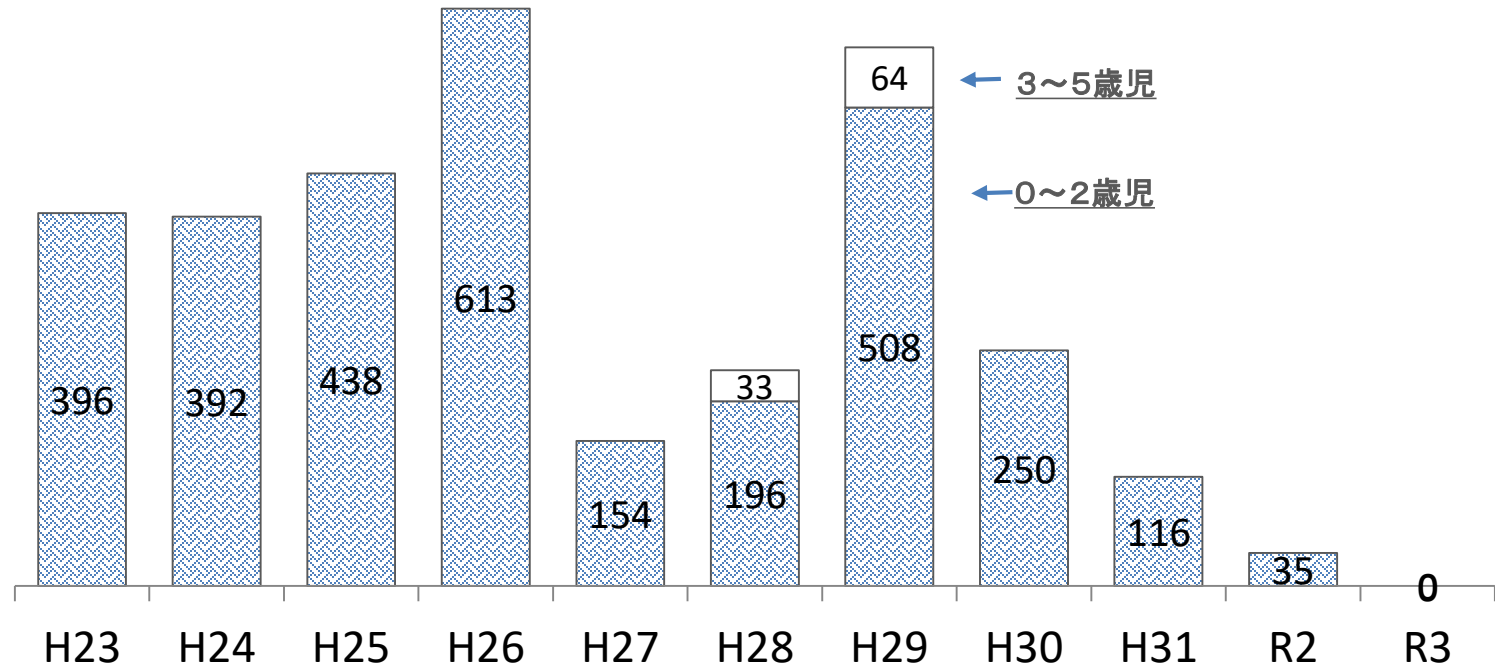


令和 3 年 度 特定子ども・子育て支援施設等の 指導検査概要

大田区こども家庭部保育サービス課
指導検査担当

令和 3 年 6 月 9 日 (水)

1 令和3年4月1日 待機児童数（大田区）



令和3年4月1日現在の待機児童数は0となった。

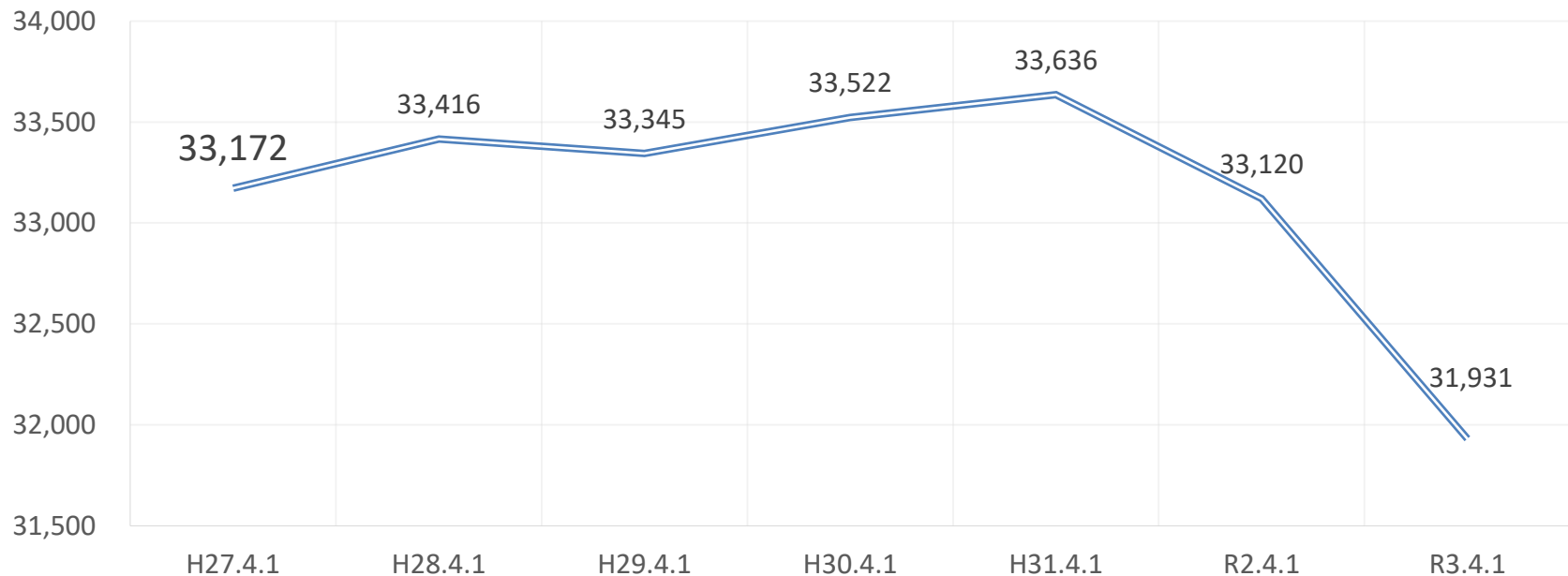
また、3歳児～5歳児では、平成30年度から待機児童0が続いていた。

- 地域別にみると**馬込・六郷・入新井地域において申請者が増加傾向にある**など、地域差が生じている。（「大田区子ども・子育て支援計画2020-2024」より抜粋）

2 大田区就学前人口の推移と傾向

大田区就学前人口の推移(0歳～5歳)

※ 大田区ホームページより



【就学前児童数の傾向】

(R2年3月発行「大田区子ども・子育て支援計画2020-2024」より抜粋)

- 大田区の就学前児童数は、保育サービスの供給の視点からは、**横ばいと捉えてよい程度**にとどまっている。
- 「大田区人口ビジョン」では、**就学前人口は将来にわたり全体で減少**すると推計 (**令和6年には29,285人と推計**) している。(次ページ「将来就学前人口の推計」参照)

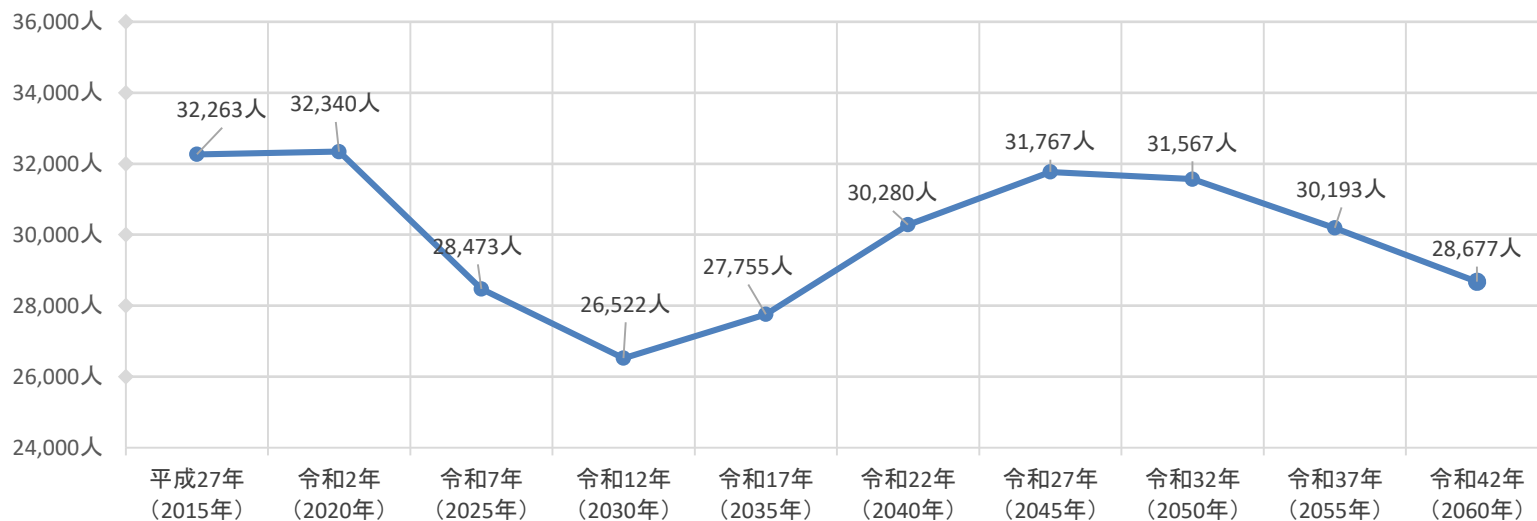
3 [大田区] 将来就学前人口の推計（予測）

[大田区] 将来の就学前人口（0歳～5歳）の推計（2015年～2060年）

※ 大田区ホームページ『大田区人口ビジョン』より

◆各年、10月1日時点の数値

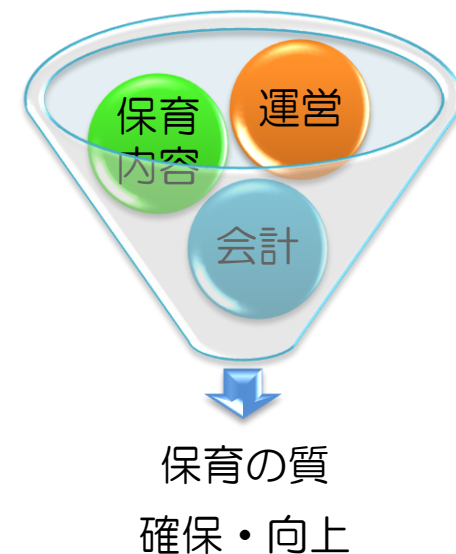
	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)	令和37年 (2055年)	令和42年 (2060年)
就学前人口 (0歳～5歳)	32,263人	32,340人	28,473人	26,522人	27,755人	30,280人	31,767人	31,567人	30,193人	28,677人
前年との増減		77人	▲3,867人	▲1,951人	1,233人	2,525人	1,487人	▲200人	▲1,374人	▲1,516人



- 令和2年（2020年）から令和12年（2030年）までの**10年間で**、0歳から5歳までの**就学前人口は5800人程度の減少**が予測されている。

4 大田区の指導検査の目的と法的根拠

- 待機児童解消のため保育施設の整備が進められ、また、令和元年10月から認可外保育施設を含む幼児教育無償化が実施され、より一層、**保育の質・安全性の確保と向上**が求められている。
- 指導検査は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法などの関係法令や都や区のとらえ、国等からの各種通知等に基づき児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認し、必要な指導・助言を実施する。



■ 大田区の立入調査（指導検査）の法的根拠

（1）子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条及び同法第58条の8

※ 令和元年10月から幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設が市区町村の指導検査の対象となった。この施設を「特定子ども・子育て支援施設等」という。

（2）東京都の立入調査（児童福祉法第59条第1項）


※ 大田区の立入調査とは別に、今後も東京都による認可外保育施設に対する指導検査は実施。
⇒ 大田区は東京都と連携し、指導検査を実施する。

5 特定子ども・子育て支援施設等の指導検査

■ 幼児教育・保育の無償化（令和元年10月～）に伴い、区に指導検査の権限付与

① 無償化の確認申請

幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設等がその対象施設となるためには、市区町村に対して子ども・子育て支援法第30条の11に基づく確認の申請を行い、確認を受ける必要がある。

 大田区に確認を受けた無償化対象の認可外保育施設を「特定子ども・子育て支援施設等」という。

② 指導・監査

一方で、大田区はこの確認を受けた無償化対象施設に対して、調査・指導等（子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条）を行い、監査（法58条の8）を行うことができる。

③ 勧告、命令等

また、大田区は、特定子ども・子育て支援施設等に著しい運営基準等への違反が確認された場合等は、当該基準を遵守することを勧告・命令等（法58条の9）実施し、改善がなされない場合は、確認（無償化）の取消し処分（法58条の10）を行うことが可能。

6 特定子ども・子育て支援施設等の指導検査基準

■ 特定子ども・子育て支援施設等の基準

① 設置基準（法第58条の4第1項第4号）

➡（内閣府令第44号）子ども・子育て支援法施行規則第1条

POINT ! ◆この内閣府令で定める基準は、平成13年3月29日雇児発第177号「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」で示されている 「認可外保育施設指導監督基準」と同様の内容である。 ◆つまり、区の指導検査基準は、東京都の指導検査基準と同様の内容である。

令和元年11月27日付け府子本第689号「特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について」より

② 運営基準（法第58条の4第2項）

➡（内閣府令第39号）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 第58条から第61条まで

■ 大田区の指導検査基準（特定子ども・子育て支援施設等）

大田区の指導検査は、別紙「特定子ども・子育て支援施設等指導検査基準（大田区保育サービス課）」に基づき実施する。（本日の配布資料）

◆大田区のHPにアップ（公表）

HPトップ ⇒ 生活情報 ⇒ 子ども ⇒ 保育（一次預かりを含む） ⇒ 保育施設の指導検査

7 保育料の無償化対象施設としての条件

■ 幼児教育・保育の無償化対象施設としての条件

◆ 国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要

※経過措置5年の猶予期間（令和6年9月末まで）あり

- 平成17年1月21日雇児発第0121002号 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」で定められた指導監督基準を満たすことが必要である。

※ この「指導監督基準を満たす旨の証明書」は、東京都が検査し発行する。

◆ 大田区の保護者補助

大田区でも 「認可外保育施設等保護者負担軽減補助金」については、各区市町村から特定子ども・子育て支援施設としての確認を受けている施設が補助対象の条件となっているため、「指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている保育施設が補助対象の条件

POINT !

- まだ証明書が交付されていない施設は経過措置期間中に必要な改善を行い、認可外保育施設の指導監督基準を満たす必要がある。

◆ 大田区は、各施設がこの証明書発行の基準を満たしているかについても検査で確認。

(2) 認可外保育施設（特定子ども・子育て支援施設）の場合

子ども・子育て支援法施行後の指導検査体制（法制度上の設計）

	都	大田区
	認可外保育施設	特定子ども・子育て支援施設等
設置者が遵守すべき基準	<p>■ 認可外保育事業開始の届出</p> <p>届出：児童福祉法第59条の2 基準：認可外保育施設指導監督基準</p>	<p>◎ 施設等利用費の支給に係る（無償化対象）施設として確認</p> <p>施設・運営基準 子ども・子育て支援法第58条の4 同施行規則第1条～第1条の4</p>
指導監督	<p>■ 都による指導監督（児童福祉法第59条第1項）</p> <p>基準を維持するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告の徴収 ・関係者への質問 ・施設への立入検査 	<p>◆ 区による指導監督（支援法第30条の3において準用する第14条及び同法第58条の8）</p> <p>支援法の施行に必要な限度において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告、帳簿書類その他物件の提出 ・設置者、職員等の出頭 ・関係者への質問 ・施設、事務所、関係場所への立入検査

(2) 認可外保育施設（特定子ども・子育て支援施設）の場合

子ども・子育て支援法施行後の指導検査体制（法制度上の設計）

	都 認可外保育施設	大田区 特定子ども・子育て支援施設等
指導監督基準を満たす旨の証明書	<p>■ 都による証明書の交付</p> <p>平成17年1月21日付け雇児発第0121002号「認可外保育施設指導監督を満たす旨の証明書の交付について」</p> <p>本通知に基づき、立入調査の改善指導結果を踏まえて、証明書の交付を行う</p>	<p>◆ 区には交付権限なし</p> <p>◎ 保育料無償化の対象外施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明書が発行されていない認可外保育施設は保育料無償化の対象外施設（5年間の経過措置あり） ・証明書がないと、各区独自の保護者補助金が受けられない場合あり
処分等	<p>■ 都による勧告・命令（児童福祉法第59条第3項から6項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の福祉のため必要があると認めるとき <p>→改善勧告・改善命令 事業の停止又は施設の閉鎖を命令</p>	<p>◆ 区による勧告・命令（支援法第58条の9）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営基準に従って適正な運営をしていない場合 <p>→改善勧告、改善命令</p> <p>◆ 確認の取消し（支援法第58条の10）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営基準に従って適正な運営ができなくなった場合 ・基準に違反したと認められるとき <p>→法第30条の11による確認の取消、確認の全部又は一部の効力停止</p>

9 「児童福祉法」及び「子ども・子育て支援法」に基づく指導検査の範囲

(2) 認可外保育施設の場合

(特定子ども・子育て支援施設)

〈東京都〉
認可外保育施設

〈大田区〉
特定子ども・子育て
支援施設

【A】 個々の区市町村が独自又は上乗せして定める内容

各自治体の上乗せ補助
金要綱等を適用

【B】 適切な特定子ども・子育て支援の提供に関する内容
(【C】 【D】 以外に係る内容)

内閣府令第44号「子ども・子育て支援法施行規則」第1条で定める基準
= 認可外保育施設指導
監督基準を適用

【C】 運営に関する内容
(保育の内容、質の評価、衛生管理、苦情解決など)

児童福祉法
に基づく指導検査
(立入調査)の範囲

【D】 設備・人員に関する内容
(面積、職員配置など)

子ども・子育て支援
法に基づく
指導検査(実地指導)
の範囲

都の指導監督要綱
指導監督基準
評価基準を適用

他法に関する内容 (消防法、労働基準法など)

10 区の立入調査（指導検査）の流れ

1 一般的な確認指導の流れ （子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条）

- ① 検査対象施設に対し、検査実施通知を送付（3～4週間前）
- ② 実地検査の実施（検査は半日（2～3時間）を予定）
- ③ 検査結果通知の送付
- ④ 改善状況報告書の提出（文書指摘がある場合）
- ⑤ 改善状況報告書の確認（再提出）

改善等がなされていないと判断した場合、再指導等



2 監査の実施 （子ども・子育て支援法第58条の8） ← 上記1番の指導から監査に移行する場合あり

- ① 著しい運営基準への違反が確認された場合
- ② 施設等利用費等の請求に著しい不正が疑われる場合
- ③ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合

※必要に応じ「事前通告なく」監査を行うことがある

（ア）改善勧告、改善命令 （子ども・子育て支援法第58条の9）

（イ）確認の取消し等 （子ども・子育て支援法第58条の10）

11 大田区指導検査結果の公表

(1) 指導検査の結果を大田区ホームページで公表

【公表の目的】

保育所・保育施設の事業運営主体や職員が自主的な改善の取組みができるよう促すとともに、保育事業運営の透明性の向上を図り、保育所・保育施設に対する区民の理解を得ることを目的に公表します。

(2) 公表内容等

(1) 公表内容（主なもの）

- ① 施設所在地
- ② 施設名称
- ③ 設置者
- ④ 検査実施日
- ⑤ 指導事項の有無
- ⑥ 文書指導の内容
- ⑦ 改善状況（改善済、改善中、未改善）
- ⑧ 証明書交付の有無（交付年月日）等

(2) 掲載先

※大田区HPトップ ⇒ 生活情報 ⇒ 子ども ⇒ 保育 ⇒ 保育施設の指導検査

(3) 都との連携

大田区は東京都指導監査部に検査結果等の情報を提供するなど、指導検査の実施に当たっては、都と必要な連携を行います。

【参考資料1】 主な文書指摘の一例（認可・小規模）

■ 運営管理（全37施設）

No	文書指摘事項	認可	小規模	合計
1	避難訓練または消火訓練を実施していない月がある	3	6	9
2	施設利用者のための「重要事項説明の概要」を掲示していない	7	1	8
3	時間外勤務手当が未払い(週または1箇月の法定労働時間を超えた労働時間)	3	4	7
4	施設長が施設の運営管理に専従していない	1	4	5
5	大田区基準の職員配置を満たしていない	3	1	4
6	苦情解決の仕組みとしての第三者委員を設置していない		3	3
7	消防計画(事業所防災計画を含む)が未作成(内容不十分)である	2	1	3
8	主任保育士専任加算の要件を満たしていない	3		3
9	運営委員会を設置していない	1	1	2
10	在籍児童数に見合う保育室の面積が不足している	1	1	2
11	常勤職員としての要件を満たしていない	1	1	2
12	大田区運営費実施要綱で定めた経費と用途が重なる対象経費を保護者から徴収している	2		2
13	保育室内のじゅうたん、カーテン等が防炎性能を有していない	1	0	1
14	職員雇入時の健康診断について、未実施の検診項目がある		1	1
15	運営規程が未整備である。		1	1
16	保育士証がない	1		1
17	保育施設の構造・設備に危険な箇所がある	1		1
18	職員の手当を規定どおりに支給していない	1		1
合 計		31	25	56

【参考資料2】 主な文書指摘の一例（認可・小規模）

■ 保育内容（全37施設）

No	文書指摘事項	認可	小規模	合計
1	早番や遅番等の一部の時間帯において保育士の配置が不適切である	5	8	13
2	虐待の早期発見に対する取り組みが不十分である	6	4	10
3	児童の定期健康診断（年2回）が一部未実施である	2	6	8
4	児童入所時の健康診断が一部未実施である	1	5	6
5	食事（補食を含む）の献立表が未作成	2	3	5
6	事故報告書を大田区に提出していない	5		5
7	調理・調乳担当者の検便検査が未実施の月がある	2	2	4
8	児童の事故対応・防止への配慮が不十分である	2	2	4
9	午睡時の安全確認が不十分である（SIDS）	3		3
10	アレルギー児への対応、対策が不十分である	2	1	3
11	検食を適切に実施していない	2	1	3
12	延長保育で間食を提供していない		1	1
13	1歳児、2歳児の指導計画を作成していない	1		1
14	児童の健康診断の記録が（一部）未整備である	1		1
15	保育園を休所している（一部土曜日等）		1	1
合 計		34	34	68